

カードローンカード規定

1. カードの発行

- (1) カードローンカード（以下「ローンカード」という）は、カードローン契約（以下「ローン契約」という）に基づいて君津信用組合（以下「金融機関」という）が発行するものとします。
- (2) ローンカードの発行にあたっては、金融機関の定める発行手数料をいただきます。

2. カードの利用

ローンカードは、金融機関及び金融機関の提携先の現金自動支払機（CD）及び現金自動預入支払機（ATM）（以下両者を総称して「自動機」という）を利用してカードローンの貸越を受ける場合（以下貸越を受けることを単に「払戻し」という）に利用すること（以下「本取引」という）ができます。

3. 自動機による払戻し

- (1) 自動機を利用して払戻すときは、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をボタンにより操作して下さい。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻金額は金融機関が定めた範囲内とします。

4. 自動機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、金融機関が定めた金額を限度として金融機関本支店の窓口でローンカードにより払戻すことができます。
- (2) 前項による払戻しを受ける場合には、金融機関所定の払戻請求書に氏名、金額及び届出の暗証番号を記入の上、ローンカードとともに提出して下さい。

5. カードの紛失、届出事項の変更等

- (1) ローンカードを紛失したとき又は氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出て下さい。この届出の前に生じた損害については、第7項及び第8項に定める場合を除いて金融機関は責任を負いません。
- (2) ローンカードを紛失した場合のローンカードの再発行は金融機関所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、又保証人を求めることがあります。

6. ローンカード・暗証番号の管理等

- (1) ローンカードは、必ずご自身で使用し、他人に使用されないよう保管して下さい。
- (2) 暗証番号は、生年月日、ご自宅・お勤め先の電話番号、ご自宅の番地や携帯電話番号を組合せた数字など、他人に推測されやすい番号の利用は避け、他人に知られないように管理して下さい。
- (3) 金融機関が自動機によりローンカードを確認し、自動機操作の際に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認の上、払戻した場合には、金融機関は、第7

項及び第8項に定める場合を除き、ローンカード又は暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故によって生じた損害について責任を負いません。

- (4) 金融機関が窓口においてローンカードを確認し、払戻請求書に記入された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認の上、払戻した場合には、金融機関は、第7項及び第8項に定める場合を除き、ローンカード又は暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故によって生じた損害について責任を負いません。

7. 偽造・変造等による払戻し等

本取引が「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(以下「預金者保護法」という)の適用を受ける場合において、ローンカードが偽造・変造されたことによる不正な払戻しについて、申込者の故意による場合、又は当該払戻しにつき金融機関が善意かつ無過失であって、申込者に重大な過失があることを金融機関が証明した場合を除き、当該払戻しの効力は生じません。尚、この場合、申込者は、ローンカード及び暗証番号の管理状況、ローンカードの偽造・変造等による被害状況、捜査機関への被害届等の状況について、金融機関の調査に協力するものとします。

8. 盗難カードによる払戻し等

- (1) 本取引が預金者保護法の適用を受ける場合において、申込者がローンカードを盗取され、当該ローンカードによってなされた不正な払戻しについては、次の各号の全てに該当する場合、当該払戻しが申込者の故意による場合を除き、金融機関は、金融機関へ通知が行われた日の30日(但し、金融機関に通知することができないやむを得ない事情があることを申込者が証明した場合には、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)前の日以降になされた当該払戻し額(手数料や利息を含む)に相当する金額(以下「対象額」という)について支払いを求めることができないものとします。

① ローンカードの盗難に気づいてからすみやかに、金融機関への通知が行われていること。

② 金融機関の調査に対し、申込者より十分な説明がなされていること。

③ 金融機関に対して、警察等の捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できる資料等を示していること。

- (2) (1)にかかわらず、盗難カードによる払戻しになされたことについて、金融機関が善意かつ無過失であり、かつ、申込者の過失(重大な過失を除く)を証明した場合には、金融機関は故意による場合を除き、対象額の4分の3に相当する金額については申込者に請求できないものとします。

- (3) (1)及び(2)の規定は、(1)にかかる金融機関への通知が、盗取された日(盗取された日が明らかでないときには、当該盗取にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な払戻しが最初になされた日)から2年を経過する日以降に行われた場合には、適

用されないものとします。

(4) (1)の規定にかかわらず、次の何れかに該当することを金融機関が証明した場合には、金融機関は対象額について支払いを求めることができますものとします。

①当該払戻しが行われたことについて、金融機関が善意かつ無過失であり、かつ、次の何れかに該当する場合。

a. 申込者に重大な過失があることを金融機関が証明した場合。

b. 申込者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、又は家事使用人によって行われた場合。

c. 申込者が被害状況について金融機関に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、又はこれに付随してローンカードが盗難にあった場合。

9. 解約等

(1) カードローンを解約する場合にはローンカードを金融機関に返却して下さい。

(2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金融機関がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、金融機関からの請求があり次第直ちにローンカードを金融機関に返却して下さい。

10. 譲渡、質入れの禁止

ローンカードは譲渡、質入れ又は貸与することはできません。